

## 一部録画を排し、真の取調べの可視化（取調べ全過程の録画）を求める 大阪弁護士会会長声明

刑事裁判において最も大切なことは無実の者を処罰してはならないということである。

しかし、わが国の刑事裁判において、無実の者が処罰されようとする例が跡を絶たない。1980年代に4件の死刑再審無罪事件（免田事件・財田川事件・松山事件・島田事件）があった。2007年（平成20年）にも、鹿児島選挙違反事件（志布志事件） 富山強姦事件（富山・氷見事件） 北方3女性連続殺人事件等、次々と冤罪事件が明らかとなった。大阪においても、本年2月28日、大阪地裁所長襲撃事件において強盗致傷の非行事実で中等少年院送致の保護処分が確定していた当時16歳の男性について、大阪家裁は、「再審無罪」に当たる保護処分の取り消しを決定した。そして、同事件の成人2被告人については、本年4月17日に、大阪高裁が一審無罪判決を維持して、検察官の控訴を棄却した。

このように無実の者が処罰され、又は処罰されそうになった大きな原因の一つが、いずれも密室における捜査官の不当な取調べにより、虚偽自白が作出されたことである。これらの事件で、被疑者とされた者は、異口同音に密室の取調べの中で身に覚えのない自白を強要されたと述べる。

冤罪という不正義を刑事裁判からなくさなければならない。そのための第一歩が取調べの可視化（取調べの全過程の録画）である。近畿弁護士会連合会、日本弁護士連合会は、かねてより「取調べ全過程の録画・録音による取調べ可視化を求める」決議をし、被疑者の取調べの全過程の録画・録音、すなわち、可視化を強く求めてきた。

また、2009年（平成21年）5月21日からは裁判員裁判が実施されるが、一般市民が、事実認定および量刑判断に関与するのであるから、わかりやすく具体的・客観的な証拠の作成、提出が不可欠である。被告人の自白の任意性・信用性を判断するための、簡潔、かつ具体的・客観的な手段として、取調べの可視化（取調べの全過程の録画）にまさるものはない。

これに対して、最高検察庁は、2008年4月から、従前一部の地検で行ってきた裁判員裁判対象事件の検察官取調べにおける一部録音・録画の試行を全国の地検本庁及び裁判員裁判対象事件を取り扱う支部に拡大し、より本格的に試行することを発表した。また、警察庁も、平成20年度中に、警視庁及び大規模府県警察において、裁判員裁判対象事件について、警察における取調べの一部を録音・録画の試行を開始すると発表した。しかし、これらの試行は、裁判員裁判対象事件に限られ、かつ、自白事件について、自白内容を確認する部分のみを録音・録画するというものであって、録画していない場面での密室の取調べの弊害は全く解消されない。かえって、自白場面のみを一部録画することは、自白の証拠能力・証拠評価を誤らせ、誤判・冤罪を生む危険性がある。かような「一部録画」は、およそ取調べの可視化の名に値しない。

裁判員裁判では、国家の刑罰権の行使をチェックするという刑事司法過程に、国民が主

権者として関与し、一般市民の健全な良識ある判断を求めている。市民が判断しやすいように、取調べの情報を、簡潔な形で具体的・客観的に明らかにすることは、捜査機関の責務であるといいうる。そして、これらの責務は、裁判員裁判対象事件に限らず、冤罪が生じる可能性のあるすべての事件について果たされなければならない。

以上の次第であるから、当会は、全刑事事件について、警察官および検察官による被疑者取調べの全過程の録画がただちに実現されることを求めるものである。同時に、当会所属の各弁護士は、個々の弁護実践の中で、取調べ全過程の録画・録音を申し入れ、可視化なき状況下での調書作成の任意性を争うなどにより、取調べの可視化を実現し、被疑者・被告人の権利・利益を擁護するため、最大限の努力を続けていくことを声明する。

2008年(平成20年)4月22日

大阪弁護士会会長 上 野 勝